HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「ロシア共和国民法典」邦訳（１）
Author(s)	五十嵐, 清; 佐保, 雅子
Citation	北大法学論集, 16(1), 137-160
Issue Date	1965-10-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16062
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(1)_p137-160.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

「ロシア共和国民法典」邦訳(1)

五十嵐清
佐保雅子

ロシア共和国民法典は一九六四年六月一一日に採択され、同年一〇月一日から施行されている。この法典は、一九六一年一二月八日に採択され、翌六二年五月一日から施行されているソビエト連邦の法律「ソビエト連邦および連邦共和国の民事立法の基礎」に則っており、「基礎」に定める規定はほとんどそのまま採用してあるが、その他、「基礎」に定めのない制度、または「基礎」の定めた制度の細目を内容としており、総則、所有権、債権、著作権、発見権、発明権、相続権、渉外法の八編全五六九条から成っている。したがって、比較民法の立場からいえば、「基礎」よりも、本法典のほうが、具体的な素材を多く提供しているといえるので、われわれ両名は、ソビエト法およびロシア語についての未熟さを痛感しながらも、あえて訳出を試みたものである。

翻訳は直訳を旨とし、かならずしも法令用語に従わなかったが、日本民法の用語と対応するものは、大体それを使用した。カッコのうち、（ ）は原文にあるものであり、［ ］は原語を挿入したり、意味を補うために訳者が加えたものである。

なお「基礎」については藤田勇氏の解説（「ソビエト民法の統一的基本原則の制定」法律時報三四巻八号）があるほか、原隆氏の一部訳（法学志林六一巻一号）および稲子恒夫氏によるすぐれた全訳（「ソ連の新民法」名大法政論集三〇、三一号）がある。稲子訳には本法典の各条文の見出しの邦訳も付加されてあり、われわれの訳業は稲子訳に負うところ多大であり、厚く感謝するとともに、理解の異なる若干の点につき批判を期待したい。

なお、テキストとしては、Советская Юстиция, № 13-14 1964 に掲載されたものを使用した。

前　文

ロシア社会主義共和国が、他の連邦共和国との自発的な連合および平等に基づきその構成員として参加しているソビエト連邦は、社会主義の完全で最終的な勝利を獲得し、共産主義の発展的建設段階に到達した。

この段階における課題は以下のようなことである。すなわち、物質的・文化的福祉の増大を保障し、社会および全市民の欲求のより高度な充足を保障する共産主義の物質的・技術的基礎の確立。社会主義的社会関係の共産主義的関係への漸進的改革。本質における高度な共産主義的思想性、労働および社会経済に関する共産主義的関係の市民に対する教育である。

共産主義の発展的建設段階における経済は、国家的（全人民的）所有およびコルホーズ的・協同組合的所有の形態をとる生産手段の社会主義的所有に基礎を有する。コルホーズ的・協同組合的所有の性格は、漸進的に全人民的所有へと発展し、終極的には生産手段の全人民的共産主義的所有の形成に到るであろう。

個人的所有は、社会主義的所有から派生的に生じ、市民の欲求を充足する手段の一つとして役立つ。共産主義が進歩するに従い、市民の個人的欲求は、社会的フォンドの活用によりますます高度に充足されるであろう。

共産主義の建設においては、商品＝貨幣関係が、計画的社会主義経済の有する新しい内容に対応して利用され、経済採算制、貨幣、価格、原価、利潤、商業、信用、財政が、経済的発展の重要な手段として使用される。共産主義の建設は、市民、企業、コールホーズおよび他の経済機関の利害関係の物質的原則に立脚している。

ソビエト国家は、民主主義的中央集権制というレーニン主義的原則に従い、ソビエト連邦の国民経済の発展を計画的に指導する。

この指導と、企業および他の経済機関が、その活動および財産に対して有する自主性とイニシアチブのより高度の強化と発展、統一的経済計画の枠内における企業および経済機関の権利の増大とが結合している。

ソビエト民事立法は、共産主義の建設における商品＝貨幣形態の利用により条件づけられた財産的関係およびこれと関連する人格的非財産的関係を規制する。

ソビエト民事立法は財産的関係の領域における適法性、社会主義的機関および市民の権利保護を強化するための重要な手段である。

ソビエト民事立法は、共産主義建設の課題の解決を積極的に促進する任務を負う。それは、社会主義的経済制度および社会主義的所有の強化、社会主義的所有の諸形態の統一的共産主義的所有への発展、計画規律、契約規律および経済採算制の強化、納入契約の適時適切な履行、生産物の質のたゆみない向上、資本建設計画の遂行、投資効率の向上、農産物の国家買付の実現、ソビエト商業の発展、市民の物質的・文化的利益の保護、市民の利益と全社会の利益との正当な結合、科学・技術・文学および他の領域における創造的イニシアチブの発展を促進するものである。

第1編 総 則

第1章 基本規定

第1条 ロシア共和国民法典の課題

① ロシア共和国民法典は、共産主義の物質的技術的基礎の創造および市民の物質的精神的欲求のより高度な充足を目的として、財産的関係およびこれと関連する人格的非財産的関係を規制する。法律により規定される場合には、本法はその他の人格的非財産的関係をも規制する。

② ソビエト社会における財産的関係の基礎は、社会主義的経済制度ならびに生産用具および生産手段の社会主義的所有である。ロシア共和国の経済生活は国家的国民経済計画により決定され方向づけられる。

第2条 ロシア共和国民法典により規制される関係

① 本法は、第1条で規定された関係のうち、以下のものを規制する。

国家的・協同組合的または社会的機関相互間の関係。

市民と国家的・協同組合的または社会的機関との関係。

市民相互間の関係。

② ソビエト連邦の法律により規定される場合には、他の諸機関もまた本法により規制される諸関係に関与することができる。

③ 一方当事者の他方当事者への行政上の従属に基づく財産関係ならびに租税および国家予算の関係については、本法の規定は適用されない。

④ 家族、労働および土地に関する関係ならびにコルホーズの定款から発生する関係は、それぞれ家族法、労働法、土地法およびコルホーズ法により規制される。

第3条　ソビエト連邦およびロシア共和国の民事立法

① 「ソビエト連邦および連邦共和国の民事立法の基礎」に則り、本法および他のロシア共和国の民事上の法令は、「基礎」の規定する財産関的係および人格的非財産的関係ならびに「基礎」の規定しないこれらの関係を規制する。

② 「基礎」第3条第2項に従い、ソビエト連邦の民事立法、本法およびロシア共和国の他の民事上の法令により規制される関係については、ソビエト連邦の立法によりロシア共和国の管轄に属するとされた問題が解決される。

③ 外国貿易関係については、これを規制するソビエト連邦の特別立法ならびにソビエト連邦およびロシア共和国の一般的民事立法により決定される。

第4条　民事上の権利および義務の発生事由

① 民事上の権利義務は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法の規定する事由から発生し、また法律の規定しない場合にも民事立法の一般原則および意義により民事上の権利義務を生ぜしめる市民および機関の行為から発生する。

② これに従い、民事上の権利および義務は以下の事由により発生する。

法律に規定されている法律行為、および法律に規定されてはいないが法律に反しない法律行為。

行政行為。とくに国家的・協同組合的および社会的機関については計画行為。

発見・発明および合理化提案の結果ならびに科学・文学および芸術作品の創造の結果。

他人に対して損害を惹起した結果および十分な理由なく他人の負担により財産を取得または蓄積した結果。

市民および機関の他の行為の結果。

法律が民法上の効果の発生を結びつけている事件の結果。

第5条　民事上の権利の行使および義務の履行

① 民事上の権利は、共産主義建設期の社会主義社会におけるその権利の使命に反して行使された場合を除き、法律により保護される。

② 市民および機関は、権利の行使および義務の履行に際して法律を遵守し、社会主義的共同社会の規則および共産主義を建設している社会の道徳原理を尊重しなければならない。

第6条 民事上の権利の保護

① 民事上の権利の保護は、裁判所、仲裁機関[арбитраж]、第三者仲裁裁判所[Третейский суд]により一定の手続で以下の方法により実現される。

権利の確認。

権利侵害以前の原状の回復および権利を侵害する行為の阻止。

現物による義務の履行の強制。

権利関係の消滅または変更。

権利を侵害した者からその惹起せしめた損害の賠償の取立て。

法律または契約により定める場合の違約金（罰金[штраф]、延滞金[пеня]）の取立て。

その他法律により規定されている他の方法。

② 民事上の権利の保護は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により定められている場合および手続において、同志裁判所、労働組合および他の社会的諸機関によっても実現される。

③ 法律によりとくに規定される場合には、民事上の権利の保護は行政手続によっても実現される。

第7条 名誉および尊厳の保護

① 市民または機関は、名誉および尊厳を毀損する情報を流布した者が、それが真実に合致することを証明しない限り、その報道の取消を裁判所に対して請求する権利を有する。

② 前項の報道が出版物で流布された場合、その報道が真実に合致しないときには、取消は出版物においてなされなければならない。他の場合における取消の手続は裁判所によって定められる。

③ 判決が履行されない場合、裁判所は違反者に対し国庫に取立てられる罰金を科することができる。罰金はロシア共和国民事訴訟法典により定められている手続および範囲において取立てられる。罰金の支払いは、裁判所の判決により定められた行為の履行義務を違反者から免除するものではない。

第8条 他の共和国の民事立法のロシア共和国における適用

① 他の共和国の民事立法は以下の規定に従ってロシア共和国に

おいて適用される。

1　所有権から発生する関係については、財産の所在地の法律が適用される。

2　法律行為の成立について、権利能力および行為能力は法律行為成立の地の法律により決定される。

3　法律行為の方式については、法律行為成立の地の法律が適用される。法律行為成立の地の法律は、法律または当事者の合意による別段の定めのない場合には、法律行為から発生する義務についても適用される。

4　損害の惹起から発生する義務については、争訟を審理する地の法律が適用される。ただし、被害者の申立があるときは、損害惹起の地の法律が適用される。

5　相続関係については、相続開始の地の法律が適用される。

6　出訴期間の問題は、当該の関係を規制する立法の属する連邦共和国の法律により解決される。

第2章　人

第1節　自然人

第9条　市民の権利能力

①　民事上の権利および義務を有する能力（民事上の権利能力）は、ロシア共和国および他の連邦共和国のすべての市民に対して平等に認められる。

②　市民の権利能力はその出生と共に生じ、死亡と共に消滅する。

第10条　市民の権利能力の内容

市民は法律に従い財産を個人的に所有し、住居および他の財産の利用権を有し、財産を相続および遺贈し、職業の種類および住所を選択し、科学・文学・芸術の作品、発見・発明・合理化提案について著作権を有し、また、その他の財産権、および人格的非財産的権利を有する。

第11条　市民の行為能力

①　自己の行為により民事上の権利を取得し、自己のために民事上の義務を設定する市民の能力（民事上の行為能力）は、成年に達した時、すなわち18才に達した時に完全に生ずる。

②　法律により18才未満の者の婚姻が許されている場合には、18才未満の市民は、婚姻成立の時に、完全な行為能力を取得する。

第12条　市民の権利能力および行為能力の制限の禁止

①　何人も、法律により規定されている場合および手続によらない限り、権利能力または行為能力を制限されない。

② 権利能力または行為能力の制限を目的とする法律行為は無効である。

第13条 15才以上18才未満の未成年者の行為能力

① 15才以上18才未満の未成年者は、父母、養父母または保佐人［попечитель］の同意を得て法律行為をなすことができる。

② ただし、かかる未成年者は、独立に、些細な日常的行為をし、自己の賃金または奨学金の処分をし、または自己の著作権および発明権の行使をすることができる。

③ 十分な理由がある場合、後見および保佐機関は、そのイニシアチブまたは社会的機関および利害関係人の申立により、15才以上18才未満の未成年者に対して、その賃金または奨学金を独立に処分する権利を制限しまたは奪うことができる。

④ 15才以上18才未満の未成年者が信用機関に預金をし、それを処分する権利は、ソビエト連邦の立法により決定される。

第14条 15才未満の未成年者の行為能力

① 15才未満の未成年者のための法律行為は、父母、養父母および後見人［опекун］が未成年者の名においておこなう。

② 15才未満の未成年者は些細な日常的行為を独立に行なうことができる。

③ 15才未満の未成年者が信用機関に預金をし、それを処分する権利は、ソビエト連邦の立法により決定される。

第15条 無能力者の認定

① 精神病または精神薄弱のため自己の行為の意義を認識できずまたは自己の行為を律することができない市民は、ロシア共和国民事訴訟法典の規定する手続により、裁判所によって無能力者たることを認定され得る。この者に対して後見が定められる。

② 無能力者たることを認定された精神病者または精神薄弱者の名による法律行為は、その後見人が行う。

③ 無能力者たることを認定された市民の健康の全快または著しい治癒の場合には、裁判所はその行為能力を認定する。無能力者に対して定められていた後見は、裁判所の判決にもとづき取り消される。

第16条 アルコール飲料または麻薬を濫用している市民の行為能力の制限

① アルコール飲料または麻薬の濫用によりその家族を物質的窮迫状態に陥し入れている市民は、ロシア共和国民事訴訟法典の定める手続により、裁判所によって行為能力を制限され得る。この者に対しては保佐が定められる。

② 前項により行為能力を制限された者は、些細な日常的行為を除き、保佐人の同意を得てのみ財産の処分に関する法律行為をなし得る。

③ 市民がアルコール飲料または麻薬の濫用をやめた場合には、裁判所はその行為能力の制限を取り消す。行為能力を制限された者に対し定められていた保佐は、裁判所の判決にもとづき取り消される。

第17条　住所

① 市民の恒常的にまたは主として生活する地を住所とする。

② 父母、養父母または後見人の住所をもって、18才未満の未成年者または後見に付されている市民の住所とする。

第18条　市民の失踪認定

① 市民の居所についての情報が、1年間、その恒常的住所においてない場合には、当該市民は裁判手続において失踪者と認定され得る。

② 失踪者に関する最後の情報の受領の日を確定することが不可能な場合には、失踪者に関する情報が得られた次の月の1日をもって失踪の始期とみなす。ただし、その月を確定することが不可能な場合には翌年の1月1日をもって失踪の始期とみなす。

第19条　失踪者の財産の保護

① 失踪者たることを認定された者の財産に対しては、裁判所の判決により後見が定められる。その財産から、失踪者が法律上扶養義務を有する者に対する扶養料が支払われ、また失踪者の他の負債が償却される。

② 利害関係人の申告により、後見または保佐の機関は、失踪者の居所に関する最後の情報の受領日より1年以内においても、失踪者の財産の保護のために後見人を指名することができる。

第20条　失踪認定判決の取消

失踪者たることを認定された者が出現した場合またはその居所が明らかになった場合には、裁判所は当該の失踪認定判決を取り消す。裁判所の判決にもとづきこの者の財産についての後見が取り消される。

第21条　市民の死亡宣告

① 市民の居所に関する情報が、3年間、その恒常的住所においてない場合、または生命を脅かす状況もしくは一定の事故により死亡推定の根拠を与える状況の下で市民が6ヵ月間行方不明になった場合、その者は裁判手続において死亡を宣告され得る。

② 戦斗行為に関連して行方不明になった軍勤務員または他の市

民は、当該戦斗行為の終了の日から2年以上経過した時に裁判手続において死亡を宣告され得る。

③ 死亡宣告に関する裁判所の判決が適法に効力を生じた日をもって、死亡を宣告された者の死亡の日とみなす。生命を脅かす状況または一定の事故により死亡推定の根拠を与える状況の下で行方不明になった者の死亡宣告の場合には、裁判所は、死亡の推定される日をもって、その者の死亡の日と認定することができる。

第22条 死亡を宣告された市民の出現の効果

① 死亡を宣告された者が出現した場合またはその居所が明らかになった場合には、当該判決は裁判所によって取り消される。

② この者は、その出現の時期とかかわりなく、死亡宣告の後、無償で移転された財産を保存しているすべての第三者に対し、その財産の返還を請求し得る。

③ 死亡宣告された者の財産を、有償行為により取得した者は、財産取得の時に死亡宣告された者の生存を知っていたことが証明された場合には、その財産を返還する義務を負う。

④ 死亡を宣告された者の財産が、相続権により国家に移転し、かつ換価された場合には、死亡宣告判決の取消の後、財産の換価により得られた全額が返還される。

第二節 法 人

第23条 法人の概念

特有財産を有し、自己の名で財産権および人格的非財産権を取得し、義務を負い、裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所において原告および被告となることが出来る機関は、法人である。

第24条 法人の種類

① 以下のものは法人である。

国有企業および他の国家的機関で、経済採算制にたち、当該機関に対して配布された固定資産および流動資産を有し、独立の貸借対照表を有するもの。

施設および他の国家的機関で、国家予算にもとづいているが、独立の収支予算を有し、その長が融資をうける権利をもつもの（法律により規定される場合を除く）。

他の財源を有する国家機関で、独立の収支予算と貸借対照表を有するもの。

コルホーズ、メジコルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関およびこれらの連合体。ソビエト連邦およびロシア共和国

の立法により規定される場合には、これらの機関および連合体に属する企業または施設で、特有財産および独立の貸借対照表を有するもの。

国家的・コルホーズ的機関および他の国家的・協同組合的機関。

② 本条でのべられた国家予算にもとづいている施設および他の国家的機関は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により規定される場合には、ソビエト連邦およびロシア共和国の名において活動する。

第25条　法人の定款（規程）

法人は定款（規程）にもとづいて活動する。施設および他の国家的機関で国家予算にもとづいているものは、当該の種類の機関に関する一般規定にもとづいて活動する。ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により規定される場合には、他の国家的機関も同様である。

第26条　法人の権利能力

① 法人は、その定められた事業目的にしたがって民事上の権利能力を有する。

② 法人の権利能力はその定款または規程の認可の時から生ずる。当該種類の機関に関する一般規定にもとづき活動しなければならない法人にあっては、権利能力は、権限を有する機関によるその設立についての命令の公布の時から生ずる。定款が登記を要する場合には、法人の権利能力は、登記の時から生ずる。

第27条　法人の設立

法人は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により規定される手続により設立される。設立手続が立法により規定されていない社会的機関にあっては、その定款（規程）に定める手続による。

第28条　法人の機関

① 法人は、法律または定款（規程）の定める権限内で活動するその機関を通して、民事上の権利を取得し義務を負う。

② 法人の機関の指名または選任の手続は、定款（規程）により決定される。

第29条　法人の名称

法人は自己の名称を有する。商号、生産マークおよび商標の使用についての経済機関の権利および義務は、ソビエト連邦の立法により決定される。

第30条　法人の所在地

恒常的に活動している機関の所在地が法人の所在地である。

第31条 法人の支所および代表部

① 法人は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により規定された手続において、支所および代表部を開設することができる。

② 支所および代表部の長は当該法人より授与された委任状にもとづき活動する。

第32条 法人の責任

法人は、それに所属する財産（法人たる国家機関にあっては、配布された財産）のうち、ソビエト連邦の立法および本法（第98条、第101条、第104条）により執行を認められたものにより、自己の債務について責を負う。

第33条 国家と国家的機関との責任の区分

① 国家は、法人たる国家的機関の債務について責を負わず、また、かかる国家的機関は国家の債務について責を負わない。

② 国家予算にもとづいている施設および他の国家的機関の負債がその収支予算により弁済され得ない場合には、この負債の弁済のための資金供与の条件および手続は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により定められる。

第34条 国家的機関とそれに属する企業との責任の区分および協同組合的または社会的機関とその企業との責任の区分

① 国家的機関は、それに属する法人たる企業の債務について責を負わず、また、かかる企業はそれが属する機関の債務について責を負わない。

② 協同組合的または社会的機関は、法人たるその企業（第24条）の債務について責を負わず、また、かかる企業は上述の機関の債務について責を負わない。

③ 前二項の例外は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により規定された場合に許される。

第35条 協同組合の連合体とその構成員たる協同組合的機関との責任の区分

協同組合の連合体はその構成員たる協同組合的機関の債務について責を負わず、また、構成員たる協同組合は、法律または定款（規程）にかかる責任が定められていない場合には、その連合体の債務について責を負わない。

第36条 協同組合的機関、国家的・協同組合的機関または社会的機関とその参加者（構成員）との責任の区分

① 協同組合的または社会的機関の参加者は、機関の債務について責を負わない。ただし、法律または協同組合的機関の定款に

より、かかる債務についての構成員の責任をその出資金の2倍を限度として定めることができる。

② 協同組合的または社会的機関は、その構成員の債務について責を負わない。協同組合的機関の構成員の出資金に対する執行は許されない。ただし、債務者が機関の構成員を脱退する場合を除く。

③ メジコルホーズ的機関の構成員たるコルホーズ、および国家的・コルホーズ的機関または他の国家的・協同組合的機関の構成員たるコルホーズは、その機関の債務について責を負わない。機関の損害は、参加者間において定款（規程）に従って割り当てられ得る。

④ メジコルホーズ、国家的・コルホーズ的機関および他の国家的・協同組合的機関は、その構成員の債務について責を負わない。

第37条　法人の消滅

① 法人は、解散または再編成［реорганизация］（合併［слияние］、分離［разделение］、吸収［присоединение］）により消滅する。

② 法人の合併および分離の場合には、財産（権利および義務）はあらたに生じた法人に移転する。法人の他の法人への吸収の場合には、その財産（権利および義務）は後者に移転する。財産は、再編成に関する法律または命令に別段の定めのない場合には、送達された貸借対照表の署名の日に移転する。

③ 法人の解散および再編成の手続は、ソビエト連邦の立法およびロシア共和国閣僚会議の命令により決定される。

第38条　法人たる国家的機関の消滅

法人たる国家的機関の消滅は、その法人の成立を決定した行政機関（орган）によって行われる。

第39条　協同組合的機関、国家的・協同組合的機関および他の社会的機関の消滅

① 協同組合的機関、国家的・コルホーズ的機関および他の国家的・協同組合的機関は、法律または定款（規程）の定めるところに従って消滅する。

② 社会的機関はその定款（規程）の定めるところに従って消滅する。

③ 協同組合的機関、国家的・コルホーズ的機関および他の国家的・協同組合的機関または他の社会的機関の再編成（合併、分離、吸収）はその構成員（参加者）の総会または全権者の集会

の決議によってのみ許される。

第40条 協同組合的機関、国家的・協同組合的機関または社会的機関の解散後の残余財産の利用

① 解散した協同組合的機関または社会的機関の財産で、全債権者の請求を満足させた後、残存するものは、法律に別段の定めのない場合には、出資金および他の返還すべき資金の返還に利用される。残余部分は上級の協同組合的機関または社会的機関に移転する。上級機関がない場合には、相当する国家行政機関(государственный орган)に移転する。

② 解散したメジコルホーズ的機関、国家的・コルホーズ的機関または他の国家的・協同組合機関の財産で、全債権者の請求を満足させた後残存するものは、その構成員の間において出資金の割合により処分される。

第三章 法律行為

第41条 法律行為の概念と種類

① 法律行為とは、民事上の権利または義務の設定、変更または消滅を目的とする市民および機関の行為である。

② 法律行為は、一方当事者により、または両当事者もしくは多数当事者(契約)によりなされる。

第42条 法律行為の形式

① 法律行為は口頭または(単純な、もしくは公証人による)文書の形式によりなされる。

② 特定の形式が法律に規定されていない法律行為については、人の態容から法律行為をなす意思が明らかであるような場合にも、成立したものとみなされる。

③ ソビエト連邦またはロシア共和国の立法に規定される場合には、沈黙は法律行為をなす意思の表示と認定される。

第43条 口頭による法律行為

それ自体で完成する法律行為は、ソビエト連邦またはロシア共和国の立法に別段の定めのない場合には、口頭によりなし得る。

第44条 文書による法律行為

① 以下の法律行為は文書の形式によらなければならない。

1 国家的、協同組合的、社会的機関相互間の法律行為、および市民と機関との間の法律行為。ただし、本法第43条の規定する法律行為およびソビエト連邦またはロシア共和国の立法に別段の定めのある法律行為の種類はこの限りでない。

2 総額100ルーブリをこえる市民相互間の法律行為。ただし、

本法第43条の規定する法律行為とソビエト連邦またはロシア共和国の立法により規定する他の法律行為はこの限りでない。

3　市民相互間の他の法律行為で法律が文書形式の遵守を要求するもの。

文書による法律行為は、それをなす人によって署名されなければならない。

②　市民が、身体的欠陥、疾病または何等かの他の理由により自筆の署名をできない場合には、その依頼により他の市民が法律行為を署名することができる。かかる者による署名は、行為者が自筆の署名ができない理由を示して、以下の機関のいずれかにより証明されなければならない。(イ)法律行為をなす市民が勤務する機関または学んでいる機関。(ロ)その者が居住する住宅の管理機関。(ハ)市民が療養中の入院施設の管理機関。(ニ)公証機関。

第45条　法律行為の形式の不遵守の効果

①　法律の要求する法律行為の形式の不遵守は、法律によりその無効が直接に規定されている場合のみ、法律行為を無効とする。

②　外国貿易に関する法律行為の形式およびその署名手続（第565条）の不遵守は、法律行為を無効とする。

第46条　単純な本文書形式の不遵守の効果

法律の要求する単純な文書形式（第44条）の不遵守は、紛争の場合、証人の証言を法律行為の証拠として援用する当事者の権利を奪うのみである。ただし、法律が直接に規定する場合には、本法第48条第2項で定められた効果において法律行為を無効とする。

第47条　公証人による方式の義務及びその不遵守の効果

①　法律行為の公証人による証明は法律の規定する場合にのみ義務づけられる。かかる場合における公証人による方式の不遵守は本法第48条第2項で定められた効果において法律行為を無効とする。

②　公証人による証明を必要とする法律行為を一方当事者が完全にまたは部分的に履行したのに対し、相手方が法律行為の公証手続の完成を回避している場合には、裁判所は、法律行為を履行した当事者の請求により、その内容が法律に違反していないことを条件に当該法律行為を有効と認めることができる。かかる場合には、相手方は法律行為の公証手続の完成を要求されない。

第48条　法律の要求に適合しない法律行為の無効

①　法律の要求に適合しない法律行為は無効である。

② 法律行為が無効の場合には、各当事者は、その法律行為により受領したすべてのものを相手方に返還しなければならない。受領したものの現物による返還が不可能な場合には、金銭でその価格を賠償しなければならない。ただし、法律行為の無効についてその他の効果が法律に規定されている場合を除く。

第49条 国家または社会の利益に反する目的でなされた法律行為の無効

社会主義的国家または社会の利益に意識的に反する目的で法律行為がなされ、当事者の双方に故意が存在する場合には、両当事者によって法律行為が履行されたときは、それにより受領されたすべてのものが国庫に取立てられる。一方当事者のみの履行のときは、相手方の受領したすべてのものと、後者が受領したものの代償として前者に支払われるべきすべてのものが相手方から国庫に取立てられる。故意が当事者の一方にのみ存在する場合には、その者が法律行為により受領したすべてのものは相手方に返還されなければならない。しかし、相手方が受領したもの、または履行の代償として支払われるべきものは国庫に取立てられる。

第50条 その目的に反する法人の法律行為の無効

① 法人によりなされた法律行為が定款、規程または当該の種類の機関に関する一般規定の定める目的に反する場合は無効である。

② かかる法律行為については、本法第48条および第49条の規定が準用される。

第51条 15才未満の未成年者のなした法律行為の無効

① 15才未満の未成年者のなした法律行為は、本法第14条第2項および第3項に定める法律行為を除き無効である。

② かかる法律行為の各当事者は、それにより受領したすべてのものを相手方に返還しなければならない。受領したものの現物による返還が不可能な場合には、その価格を金銭で賠償しなければならない。

③ 行為能力ある当事者は、相手方の無能力を知りまたは知り得べき場合には、さらに、相手方のこうむった財産の支出、喪失または損傷を賠償しなければならない。

第52条 無能力者たることを認定されている市民のなした法律行為の無効

精神病または精神薄弱のため無能力者たることを認定されている者によりなされた法律行為は無効である。かかる法律行為

については本法第51条の規定が準用される。

第53条　仮想及び虚偽の法律行為の無効

① 法律効果を発生せしめる意図なしに、ただ外観だけのためになす法律行為は無効である。

② 法律行為が他の法律行為を隠蔽する目的でなされた場合には当事者が実際に意図した法律行為に関する規定が適用される。

第54条　15才以上18才未満の未成年者のなした法律行為の無効

① 15才以上18才未満の未成年者がその父母、養父母、または保佐人の同意を得ずになした法律行為は、父母、養父母または保佐人の請求により、裁判所によって無効と認定される。

② かかる法律行為が無効と認定された場合には、本法第51条の規定が準用される。

③ 本条の規定は、本法第13条第2項および第4項に従って締結された15才以上18才未満の未成年者の法律行為については、適用されない。

第55条　アルコール飲料または麻薬を濫用する市民のなした法律行為の無効

① アルコール飲料または麻薬濫用のため行為能力を制限されている者により、後見人の同意を得ずになされた財産の処分についての法律行為は、後見人の請求により、裁判所によって無効と認定される。

② かかる法律行為が無効と認定された場合には、本法第51条の規定が準用される。

③ 本条の規定は、本法第16条第2項に従って締結された法律行為については適用されない。

第56条　自己の行為の意味を理解する能力のない市民のなした法律行為の無効

① 行為能力は有するが、法律行為成立時において、自己の行為の意味を理解しまたはそれを制御し得ない情況下にあった市民によりなされた法律行為は、その者の請求により、裁判所によって無効と認定される。

② かかる法律行為が無効と認定された場合には、各当事者は、法律行為により受領したすべてのものを相手方に返還しなければならない。現物による返還が不可能な場合には、金銭でその価格を賠償しなければならない。

③ 法律行為成立時に、自己の行為の意味を理解し、またはそれを制御しえなかった当事者に対しては、相手方は、その者のかかる状況を知り、または知り得べき場合には、さらに、その財

産の支出、喪失または損傷を賠償しなければならない。

第57条 錯誤による法律行為の無効

① 重大な意義を有する錯誤によりなされた法律行為は、錯誤者の訴えにより無効と認定される。

② かかる法律行為が無効と認定された場合には、各当事者は、法律行為により受領したすべてのものを相手方に返還しなければならない。現物による返還が不可能な場合には、その価格を金銭で賠償しなければならない。

③ その請求により、法律行為の無効の認定をえた当事者は、錯誤が相手方の責［вины］により生じたことが立証された場合には、相手方に対し、自己の財産の支出、喪失または損傷の賠償を請求することができる。その立証がなされない場合には、かかる当事者は、相手方に対し、その財産の支出、喪失または損傷を賠償しなければならない。

第58条 詐欺、暴行、脅迫、一方の当事者の代理人と相手方との通謀または窮迫状態の影響の下になされた法律行為の無効

① 詐欺、暴行、脅迫、一方の当事者の代理人と相手方との通謀によりなされた法律行為または市民が窮迫状態にあったため自己にとって極端に不利益な条件における成立を強いられた法律行為は、被害者の訴えにより、または国家的・協同組合的・社会的機関の訴えにより無効と認定される。

② 法律行為が上述の理由のいずれかにより無効と認定された場合には、法律行為により相手方の受領したすべてのものは、この者より被害者に返還される。現物による返還が不可能な場合には、金銭でその価格が賠償されなければならない。被害者が法律行為により相手方から受領した財産、または引渡されたものの代償として被害者により相手方に支払われるべき財産は、国庫の収入になる。財産の現物による国庫への移転が不可能な場合には、金銭でその価格が取立てられる。

③ 相手方は、さらに、被害者のこうむった財産の支出、喪失または損傷を賠償しなければならない。

第56条 法律行為が無効とみなされる時期

無効と認定された法律行為は、その成立時から無効であったものとみなされる。ただし、法律行為の内容から、その効力が将来にむかってのみ失われ得ることになる場合には、無効と認定された法律行為の効力は将来にむかって失われる。

第60条 法律行為の一部の無効の効果

法律行為の一部の無効は、当該法律行為がその無効部分を包

含しなくても成立したであろうと推測される場合には、他の部分を無効としない。

第61条　条件付でなされた法律行為

① 当事者が権利または義務の発生を、到来または不到来が未定である事態にかからしめている場合には、法律行為は停止条件付でなされたものとみなされる。

② 当事者が、権利または義務の消滅を、到来または不到来が未定である事態にからしめている場合には、法律行為は解除条件付でなされたものとみなされる。

③ 条件の成就によって不利益をうける当事者が、その条件の成就を信義に反して［недобросовестно］妨害した場合には、その条件は成就したものとみなされる。

④ 条件の成就によって利益を受ける当事者が、その条件の成就を信義に反して助長した場合には、その条件は成就しなかったものとみなされる。

第四章　代理および委任［状］［доверенность］

第62条　代理

① 委任、法律または行政行為にもとづく権限により、ある者（代理人）が他の者（本人）の名において適法になした法律行為は、本人の民事上の権利および義務を直接に設定、変更または消滅する。

② 権限は、さらに、代理人が活動している状況からも認められ得る（小売商の売子、会計係等）。

③ 代理人は、本人の名において自己との間で法律行為をなすこと、または本人の名において、同時に代理人となっている他人との間で法律行為をなすことはできない。

④ その性質上、本人自身によってのみなされ得る法律行為および法律の規定する他の法律行為は、代理人によりなされることは許されない。

第63条　無権代理人による法律行為または権限踰越を伴う法律行為締結の効果

① 法律行為の締結につき、権限を有しない者により他人の名においてなされた法律行為または権限のゆ越を伴ってなされた法律行為は、その行為の本人による追認のあった場合にのみ、本人のために民事上の権利および義務を設定、変更または消滅する。

② 本人による追認は、法律行為をその締結の時から有効にする。

第64条　委任

① 委任は、第三者に対する代理を目的としてある者により他の者に交付される、文書による権限付与によって認められる。

② 法人に対する委任状は、その定款（規程）または当該の種類の機関についての一般規定に反しない法律行為をなすことに関してのみ交付され得る。

第65条 委任状の方式

① 公証方式を要求されている法律行為をなすための委任状ならびに国家的・協同組合的および社会的機関に対する行為をなすための委任状は、公証人により認証されなければならない。ただし、本法の規定する場合および特別規定により委任状の他の方式が認められている場合を除く。

② 軍勤務者の委任状は、当該軍勤務者の属する軍隊の長により認証された場合、または軍勤務者が療養中のときは、その病院の長により認証された場合には、公証人により認証された委任状としての効力を有する。

③ 労働関係から発生する賃金その他の支払金の受領、著作料、発明料、年金、扶助料、奨学金および国家労働貯金局の積立金の受領、または郵便物とくに現金郵便および小包郵便の受領に関する委任状は、委任者の勤務または通学している機関、居住地の住宅局、もしくは委任者が療養している医療機関当局が認証し得る。

第66条 国家的・協同組合的または社会的機関の委任状

① 国家的機関の名による委任状は、当該機関の印章のほかにその長の署名により成立する。

② 協同組合的または社会的機関の名による委任状は、当該機関の印章のほかにその定款（規程）で権限を付与された者の署名により成立する。

③ 金銭および他の財産的価値の受領または支払に関する国家的・協同組合的または社会的機関の名による委任状は、当該機関の（最高の）経理長の署名をも必要とする。

④ 銀行業務の遂行についての委任状および外国貿易の領域に関する法律行為の成立についての委任状の交付手続および方式は、特別規定により定められる。

第67条 委任の有効期間

① 委任の有効期間は三年を超えてはならない。委任状で期間が定められていない場合には、当該委任はその成立の日から一年間効力を有する。

② 成立の日付を欠く委任状は無効である。

第68条　復委任

① 委任状を交付された者は、授権された行為を自身でなさなければならない。受任者は、委任によって授権されている場合または事情により委任者の利益保全のためやむを得ない場合には、第三者に当該行為の遂行を復委任することができる。

② 復委任の手続において交付される委任状は、公証人により認証されなければならない。

③ 復委任の手続において交付された委任状の有効期間は、原委任状の有効期間をこえることはできない。

④ 第三者に復委任をした者は、委任者に対してそのことを通知し、また復任者に関する欠くべからざる情報を通知しなければならない。この義務の不履行は、復委任者に対して、復任者の行為および自己の行為に対する責を負わしめる。

第69条　委任の終了

① 委任の効力は以下の事由により終了する。

1　委任期間の満了。

2　委任者による委任の解除。

3　受任者の辞任。

4　委任者たる法人の消滅。

5　受任者たる法人の消滅。

6　委任者の死亡、無能力の認定、行為能力の制限、失踪。

7　受任者の死亡、無能力の認定、行為能力の制限、失踪。

② 委任者はいつでも委任または復委任を解除することができ、受任者は辞任することができる。この権利の放棄に関する合意は無効である。

③ 委任の終了により復委任はその効力を喪失する。

第70条　委任の終了の効果

① 委任者は、その解除（第69条第2号）を、受任者および代理権限を与えられたことにつき通知された第三者［復任者］に対し通知しなければならない。本法第69条第4号および第6号所定の事由による委任の終了の場合には、委任者の承継人に、かかる通知義務が課せられる。

② 受任者が委任の終了を知りまたは知り得べきとき以前における受任者の行為の結果生じた権利および義務は、第三者に対して委任者およびその承継人ために効力を有する。ただし、第三者が委任の効力の終了を知りまたは知り得べき場合を除く。

③ 委任の終了の後、受任者およびその承継人は直ちに委任状を返還しなければならない。

第五章　期間の計算

第71条　期間の算定

① 法律または法律行為によって規定された期間、ならびに裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所により定められる期間は、暦日により、または年、月、週、日および時間をもって数えられる時の経過により算定される。

② 期間は、必然的に到来すべき事件への指示によっても算定されうる。

第72条　期間の進行起算点

期間の進行は、暦日の翌日またはその始期を定める「基準となる」事件の到来をもって開始する。

第73条　年で計算する期間の満了点

① 年で計算する期間は、期間の最終年の相当する月日をもって満了する。

② 半年と定められた期間については、月で計算する期間の規定(第74)条が準用される。

第74条　月で計算する期間の満了点

① 月で計算する期間は、期間の最終月の相当する日をもって満了する。

② 半月と定められた期間は、日で計算すべき期間とし、15日に相当するものとみなす。

③ 月で計算する期間の満了点が、相当する日のない月に到来した場合には、かかる期間はその月の末日をもって満了する。

第75条　週で計算する期間の満了点

週で計算する期間は、期間の最終の週の相当する日をもって満了する。

第76条　休日における期間の満了

期間の末日が休日に到来した場合には、それに接続する平日が期間の満了日とみなされる。

第77条　期間の末日に行為をなす手続

① 期間が何等かの行為をなすために定められた場合には、当該行為は期間の末日の24時までにすることができる。

② ただし、かかる行為が機関においてなさるべき場合には、当該機関において一定の規定により相当する業務が終了する時間に、期間が終了する。

③ すべての文書による申告または通知は、期間の最終日の24時までに郵便または電報で発信した場合には、期間内になされたものとみなす。

第六章　出訴期間

第78条　通常の出訴期間

権利を侵害された者の訴権を保護するための通常の期間（出訴期間）は3年とし、国家的機関、コルホーズおよび他の協同組合的・社会的機関相互間の訴権については1年とする。

第79条　短期の出訴期間

① 短期出訴期間は、その規制がソビエト連邦の管轄に属する関係から発生する個個の種類の請求については、ソビエト連邦の立法により規定され、他の請求については本法により規定される。

② とくに、以下の訴えについては6カ月の短期出訴期間が適用される。

1　違約金（罰金、延滞金）の取立てに関する訴え。

2　販売品の瑕疵に関する訴え（第249条）。

3　不適当な品質の生産物の納入から発生する訴え（第262条）および規格外の生産物の納入から発生する訴え。

③ 請負契約の瑕疵ある履行に関する訴えには本法第365条に定める出訴期間が適用される。

④ 貨物、旅客、手荷物の運送から発生する訴えには本法第384条の規定により短期出訴期間が適用される。ただし、顧客と連絡機関との関係から発生する訴えについてはソビエト連邦のこれに関する命令の定める短期出訴期間が適用される。

第80条　出訴期間変更の合意の無効

当事者の合意による出訴期間およびその計算方法の変更は許されない。

第81条　出訴期間満了にかかわりない訴えの審理

侵害された権利の保護に関する請求は、出訴期間の満了とかかわりなく、裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所によって審理のために受理される。

第82条　出訴期間適用の義務

出訴期間は、当事者の援用とかかわりなく、裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所によって適用される。

第83条　出訴期間の起算点

出訴期間の進行は、訴権発生の日から開始する。訴権は、人が自己の権利の侵害について知りまたは知り得べかりし日に発生する。この規定の例外ならびに出訴期間の停止および中断の事由は、ソビエト連邦の立法および本法により規定される。

第84条　債務における人の交代の際の出訴期間

債務における人の交代は出訴期間の変更を招来しない。

第85条 出訴期間の停止

① 以下の場合には出訴期間の進行は停止する。

1 異常な、かつ、当該の条件の下では予防し得ない事件が、訴の提起を妨げた場合（不可抗力）。

2 ソビエト連邦閣僚会議およびロシア共和国閣僚会議が、義務の履行の延期を定めた場合（支払猶予）。

3 原告または被告が戦時状態に入っているソビエト連邦軍隊の一員である場合。

② 本条で規定された事態が、出訴期間の最後の六ヵ月以内に発生または存続したことを条件として、出訴期間の進行は停止する。ただし、出訴期間が6ヵ月より少ない場合には、その出訴期間の進行は「つねに」停止する。

③ 出訴期間の停止事由たる事態の終了の日からその期間の進行が再開する。その際、期間の残余部分は6ヵ月間延長される。ただし、期間が6ヵ月より少ない場合には、その出訴期間まで延長される。

第86条 出訴期間の中断

① 出訴期間の進行は、一定の手続における訴えの提起により中断される。

② 出訴期間の進行は、市民が一方または双方の当事者である紛争の場合には、債務の承認を示す債務者の行為によっても中断される。

③ 出訴期間の進行は、中断の後、新たに開始する。中断前に経過した期間は、新しい期間に算入されない。

④ 訴えが裁判所により審理不開始のままにおかれた場合には、(注) 訴えの提起前に開始した出訴期間の経過は、一般的手続により再開する。

⑤ 刑事問題に関して提起された訴えが裁判所により審理不開始のままにおかれた場合には、訴えの提起前に開始した出訴期間の経過は、審理不開始の決定の効力発生の日から再開する。

第87条 出訴期間満了の効果

① 訴え提起前の出訴期間の満了は訴訟障害事由である。

② 裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所が出訴期間の徒過を相当な理由ありと認定した場合には、侵害された権利は保護されなければならない。

第88条 短期出訴期間の停止、中断および治癒「восстановление」

出訴期間の停止、中断および治癒に関する規定（第85条—第

87条）は、法律に他の定めのない限り、短期出訴期間にも準用される。

第89条　出訴期間満了後の債務者による債務履行

① 出訴期間満了の後、債務者により債務が履行された場合には、債務者は、その履行時に出訴期間の満了を知らなかったときでも、履行したものの返還を請求する権利を有しない。

② 社会主義的機関相互間の、出訴期間満了後の債務の履行は、ソビエト連邦の立法により規定される場合にのみ許される。

第90条　出訴期間が適用されない請求

以下の請求には出訴期間が適用されない。

人格的非財産的権利の侵害から発生する請求。ただし、法律により規定される場合を除く。

コルホーズ、および他の協同組合的・社会的機関または市民の違法な占有から国有財産を取戻すことに関する国家的機関の請求。

国家労働貯金局およびソビエト国立銀行に払い込まれた預金の支払いに関する預金者の請求。

ソビエト連邦の立法により規定される場合には、その他の請求。

第91条　付加的請求に関する訴えへの出訴期間の適用

主たる請求についての出訴期間の満了とともに付加的請求（違約金、保証その他）についても出訴期間が満了したものとみなされる。

（注）「ソビエト連邦および連邦共和国の民事裁判手総の基礎」第四二条（染野訳、ジュリスト二四六号六一頁）参照。